

別紙1

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律に基づく登録確認機関に関する省令(案)等に関するパブリックコメントの結果について

※紙面の都合等により、表現は一部簡素化等しております。

| 整理番号 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|------|--|---|
| 1 | 排出実績量の確認について、算定結果の正確性・信頼性を確保するため、国際サステナビリティ保証基準 (ISSA) 5000における合理的水準の確認を早期に確保すること。また、登録確認機関の体制構築や育成に努めること。 | 頂いた御意見については、今後、登録確認機関の確認の水準等について検討する際の参考にさせていただきます。 |
| 2 | 申請や届出の手続において、法人の場合は法人番号の提出を行わせるべき。また、経済産業大臣が行う登録においても法人番号の記録を行うべき。 | 頂いた御意見については、今後、申請や届出、登録に関する手続について検討する際の参考にさせていただきます。 |
| 3 | 第5条における確認業務の責任者の力量要件、第6条における独立性要件に関して、登録確認機関の基準として ISO IEC 17029及び ISO 14065の要求事項に適合することを原則とする旨を明記されたい。 | 確認業務の責任者に関する要件、確認業務の公正な実施を確保するために必要な体制の基準の詳細については、ガイドライン(登録の申請手続等について、よりも具体的に説明したもの)等で示す予定です。 |
| 4 | 第5条において、確認業務の責任者として、第1号及び第2号の検証業務等に従事した具体的な関与と時間をガイドライン等で明示することが望ましい。 また、第9条第2項において、事業者の排出目標量又は排出実績量が実施指針に定める方法により設定又は算定されているか判断する際には定量的な水準だけでなく、定性的な要因による場合もあり、定量的な水準のみをもって判断するものではないことを、明らかにしていただきたい。 さらに、第11条における業務規程に関して、本制度に対応する確認業務に特化した規程ではなく、登録確認機関が通常整備することが想定されている基本的な規程類の提出が求められているという理解でよいか。 | 検証等業務は業務ごとに規模や難易度が様々であり一律に関与時間を定めることは困難であるため、関与時間を規定することは考えておりません。 事業者の排出目標量又は排出実績量が実施指針に定める方法により設定又は算定されているか判断する際には、定量的な水準だけでなく、定性的な重要性も検討することを求めます。この点は、ガイドライン等で明確にする予定です。 なお、第9条第2項において定量的な水準に関して上限を定めた趣旨は、本制度の確認業務において選択される基準間で定量的な水準にバラツキが生じる可能性があるため、確認業務の公平性を確保するよう、共通ルールとしての定量的な水準を定めたものである。一方で、定性的な重要性の検討については、各種基準で共通して定められていることから、敢えて条文上、明確化しておりません。 業務規程については、御意見のとおり、本制度に対応する確認業務に特化した規程だけでなく、検証等業務を実施するために整備されている既存の規程に本制度の確認業務に係る必要事項を追記したのもも認める予定です。 |
| 5 | ・第2条における登録申請書に添付する書類に関し、第1項第4号及び第5号がどのような書類を想定しているのか明確にいただきたい。 ・第4条における確認の基準に関して、ISSA 5000のほか、現在、公開草案の手続中であるサステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」が確定後は、本基準に準拠して確認業務を実施することも想定される。現在、我が国におけるサステナビリティ情報に関する制度保証の開始に向けた議論が行われており、制度保証において適用する保証基準と同一の基準を適用することが可能となるよう、ガイドライン等で適用可能な基準を具体的に明示すべき。 ・第6条において、確認業務の公正な実施を確保するための必要な体制の基準として、省令案では具体的な指針が示されていない。監査法人の場合、品質管理基準として品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」、倫理・独立性に関する基準として倫理規則等への遵守が求められている。排出量取引制度において、多様な確認業務実施主体が想定されているが、必要な体制の基準が異なることによって、確認業務の品質に差異が生じることは望ましくないと考える。 ・第9条第1項においては、排出目標量及び排出実績量に対する確認と、早期排出削減量に対する確認の方法を別に記載されているが、早期排出削減量に対する確認が、保証業務なのか、合意された手続業務となるのか、不明瞭である。また、早期排出削減量に対する確認については、本省令において準拠すべき基準を明示するとともに、具体的な手続をガイドライン等で明確にすべき。 ・第9条第3項における「排出目標量及び排出実績量に重要な疑義」というのは、具体的にどのような局面が想定されているのか不明瞭であり、明確にすべき。また、是正を求めるのは口頭でも構わないのか、それとも書面等の方法による必要があるのか。さらに、是正を求める際の期限などがあるのかについても、明確にすべき。 ・第14条における「帳簿」とは、具体的にどのような書類を想定しているのか。また、第14条第1項第3号について、確認の申請を受けた年月日は、事業者から依頼を受けた日なのか、契約日なのか不明であり、明確にすべき。さらに、第14条第1項第6号の確認を行った年月日が不明瞭であり、確認業務の対象期間なのか、確認に関する報告書日を指しているのか明確にすべき。 | 御意見いただいた登録確認機関登録申請書の添付書類や確認の基準、確認業務の公正な実施を確保するための必要な体制の基準、早期排出削減量の確認の方法、是正を求める方法、帳簿に関する事項の詳細については、ガイドライン等で示す予定です。 |
| 6 | 第4条に関して、ISO 14064-3 又は ISSA 5000 その他これに類する基準に準拠して、二酸化炭素の排出量についての検証又は保証する業務を行った経験を有するという基準では、単にその規格への準拠性を自己宣言的に主張する機関が多発する恐れがある。保証業務の品質管理体制の構築と信頼できる保証意見の形成という観点から、日本適合性認定協会 (JAB) の認定を求めるべき。認定を受けることにより、確認業務実施機関への監督が認定機関によって実施されることになり、また、Jクレジット制度においてもカーボンプレジット認証に関わる検証機関は ISO 14065 (ISO 14064-2 スキーム) の認定を求められており、制度全体での整合性の観点からも妥当であると考えられる。 また、第5条の3について、財務会計監査の実績のみを有する公認会計士であっても確認業務の責任者として登録される恐れがあり、排出量取引制度の対象となる二酸化炭素排出量の確認についての力量要件が含まれていないことは品質管理の観点から十分ではないと考える。第5条の1又は2の要件を合わせて求めるか、二酸化炭素排出量の保証業務に関する知識、経験を実証できることを追加要件とする必要があると考える。 | 制度開始当初は事業者、登録確認機関いずれも体制構築に時間を要する可能性があり、足元の認定取得等の状況も踏まえ、登録確認機関数の確保に優先的に取り組んだ上で、並行して、確認業務の品質向上に取り組むことが効果的であると考えております。 また、確認業務の責任者の確認業務を適正に実施するために必要な専門の知識及び能力については、第5条における確認業務の責任者に関する要件及び第6条における確認業務の公正な実施を確保するために必要な体制の基準をあわせて充足することで担保しています。 |